

京都市重度心身障害者医療費支給条例及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例（平成27年3月26日京都市条例第49号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

重度心身障害者医療費支給制度及びひとり親家庭等医療費支給制度に係る医療費の支給の範囲について、次の措置を条例に明記することとしました。

- 1 家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給が行われたときは、医療費を支給します。
- 2 独立行政法人の負担による医療の給付（市長が定めるものを除く。）が行われるときは、医療費を支給しません。
- 3 社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又は付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、医療費を支給しません。

この条例は、平成27年3月26日から施行することとしました。

京都市重度心身障害者医療費支給条例及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第49号

京都市重度心身障害者医療費支給条例及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「訪問看護療養費」の右に「，家族療養費，家族訪問看護療養費」を加え，「又は地方公共団体」を「，地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）」に改め，「医療の給付」の右に「（別に定めるものを除く。）又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）」を加える。

第5条第2項に次の2号を加える。

(4) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定した費用の額（次に掲げる場合にあつては，当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第110条第2項第2号に掲げる額

イ 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第110条第2項第3号に掲げる額

(5) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用の額

(京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第2条 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「又は高齢者医療確保法」を削り，「訪問看護療養費」の右に「，家族療養費，家族訪問看護療養費」を加え，「又は地方公共団体」を「，地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立

行政法人をいう。)」に改め、「除く。）」の右に「又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）」を加える。

第4条第2項第1号中「第4号」を「第6号」に改め、同項第2号中「社会保険各法」の右に「(高齢者医療確保法を除く。）」を加え、同項に次の2号を加える。

- (5) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定した費用の額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）
- ア 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第110条第2項第2号に掲げる額
 - イ 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第110条第2項第3号に掲げる額
- (6) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)